

FAQ

「委託元との取引に関する調査」に関するよくある質問

Q 1 この調査の目的は何ですか。

A 中小企業庁では、貴社（者）に業務を委託している取引先（以下「委託元」といいます。）と貴社（者）の取引について、その実態を把握し、下請事業者（※）や中小企業者の保護等に役立たせるため、本調査を実施しています。

※ 下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）第2条及び下請中小企業振興法第2条に規定されている事業者を言います。

Q 2 当社（者）が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A 中小企業庁では、毎年度、下請代金法第9条第2項の規定に基づき親事業者（委託元）に対して調査を行っております。
本年度の調査において、親事業者（委託元）との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴社（者）に本調査へのご回答を依頼することとしました。

Q 3 当社（者）は調査に回答する義務があるのですか。

A 本調査は、親事業者（委託元）との取引において、「不当な行為」がなされていないか等、取引実態を把握し下請事業者や中小企業者の保護等に役立たせることを目的としています。この点をご理解いただき、是非ともご協力をお願いいたします。
なお、本調査にご協力いただいたこと等を、親事業者（委託元）に知らせることは一切ありません。また、回答内容については、中小企業庁の施策に関する調査の目的以外に使用することはありません。

Q 4 当社（者）は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。

A 本調査は毎年度実施しており、また、上記Q2のとおり、無作為に調査対象を抽出しております。
したがって、来年度以降の調査へのご協力をお願いする可能性があります。その際にも是非ご協力くださいますようお願いいたします。

Q 5 はがきの宛先や所在地などが当社（者）の社名や所在地などと違っていています。どうすれば良いですか。

A お手数をお掛けしますが、調査専用サイトにアクセスし、現在の正しい事業者名、所在地等に修正の上、各設問へのご回答をお願いいたします。

Q 6 当社（者）と関係のない会社名などが記載されたはがきが届きましたが、何かの手違いでしょうか。

A お手数をお掛けいたしますが、はがきの表面に印字されている宛先名、郵便番号及び

送付先所在地を下記コールセンターまでお知らせ願います。

【お問い合わせ】

委託元との取引に関する調査事務局 TEL 03-6627-9784

Q 7 調査に回答したことや回答内容が委託元に知られることはありませんか。

- A 本調査にご協力いただいたことやご回答内容については厳守いたします。
本調査にご協力いただいたことやご回答内容が親事業者（委託元）に知られることはありません。

Q 8 当社（者）は、既に、解散（倒産、廃業等）しています。

- A お手数ですが、はがきを廃棄してくださいますようお願いいたします。

Q 9 パソコンがなく、回答ができません。

- A パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからもご回答いただけます。

Q 10 スマホ、タブレットもありませんので、紙での提出を希望します。

- A 本調査の回答は、オンラインのみとさせていただいております。紙での提出は受付ておりません。
来年以降、オンラインで回答できる環境になった場合には、ご協力をお願いいたします。

Q 11 回答期限の12月22日（金）以降でも回答できますか。

- A 回答期限後は、オンライン調査サイトを閉鎖いたします。閉鎖後は、回答できません。
また、回答期限間際は、アクセスが集中するため、回答入力が困難になることも予想されますので、お早めにご回答をお願いいたします。

Q 12 はがきが複数枚届きましたが、どういうことですか。

- A 貴社（者）と取引実績があると思われる親事業者（委託元）が複数存在すると認識しています。お手数ですが、それぞれの親事業者（委託元）との取引内容に関して、別々にご回答をお願いいたします。
お手数ですが、はがきに記載されている事業者番号を使って調査専用サイトにログインしていただきますと、調査対象の親事業者（委託元）をご確認いただくことができます。

Q 13 公正取引委員会からもはがきが届きましたが、どういうことですか。

- A 公正取引委員会と中小企業庁は、下請代金法の執行に当たり、連携して定期調査等を実施しており、定期調査の実施に当たっては、法人単位で担当を分担するなどして行っています。
また、公正取引委員会においても、上記Q 12と同様に、特定の親事業者（委託元）との取引内容に関してご回答いただくよう調査依頼を行っているため、取引先の親事業者（委託元）が多いような場合には、はがきが複数枚届いたり、公正取引委員会と中小企業庁

の両方からはがきが届いたりすることもありますがお手数ですが、内容をご確認の上、調査への協力をお願いします。

Q 1 4 指定された親事業者（委託元）との取引はありません（数年前に取引はなくなりました）。

A 親事業者（委託元）との取引に関する回答は不要です。はがきを廃棄願います。

Q 1 5 指定された委託元より、もっと不当な取引を強いる委託元があります。

A こちらから指定した委託元以外の事業者に関する情報については、設問 1 6 の自由記載欄に「親事業者名（委託元名）」、本社所在地、委託されている取引内容、親事業者（委託元）の資本金額、不当な行為の具体的な内容をご記載の上、調査回答をお願いします。

Q 1 6 当社（者）は、不当な行為を受けていません。

A 最初に回答していただく「事業者情報の確認」画面の中に、「委託元から貴社（者）が不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等）を行われたことはありますか？」との設問がありますので、この設問について、「ない」と回答してください。
以降の回答は不要となります。

Q 1 7 回答の途中で中断することはできますか。

A 回答を中断することは可能です。中断される場合には、各画面の右下の「一時保存」ボタンを必ずクリックして、一時保存をしてください。
また、回答の途中でも、このボタンをクリックして、小まめに回答を保存するようにしてください。

Q 1 8 設問に回答し、「回答を登録する」ボタンを押しました。これで全ての回答が終わったということでしょうか？

A 「回答を登録する」ボタンを押した状態では、全ての回答は終了していません。「調査回答の提出」ボタンを押すと全ての回答が終了します。
なお、「調査回答の提出」ボタンを押すことができない場合は、下記 Q 1 9 をご覧ください。

Q 1 9 回答を終えたのに「調査回答の提出」が行えません。

A お手数ですが、設問への回答を終了しました、「回答内容の保存」をクリックしてください。「調査回答の提出」をクリックして、調査回答は完了となります。
なお、システム環境など何らかの原因で、「回答内容の保存」（PDF ファイル出力）が実行できない場合には、「PDF ファイルを出力せずに調査回答を提出する」にチェックを入れてください。これで「調査回答の提出」が行える状態になります。

Q 2 0 「回答内容の保存」（PDF ファイル出力）は必要ですか。

A 貴社（者）にご協力いただいた調査回答の内容について、後日、中小企業庁から問合せをさせていただきます場合があります。

その際に、回答内容をご確認いただく可能性があるため、回答内容のPDF ファイルを保存願います。

Q 2 1 提出した回答内容を訂正したいのですが。

A 調査専用サイトにログインしていただき、調査回答メインページの「調査回答の提出取消」をクリックして必要事項を入力し、回答提出取消依頼を行ってください。

提出取消処理が完了したら「回答提出取消処理が完了しました。」という通知メールが届きますので、その後再度ログインしていただき、回答内容の修正等を行ってください。

修正後、再度回答内容のPDF 出力を行った上で、「調査回答の提出」をクリックして再提出を完了させてください。

Q 2 2 委託元との取引が無い場合はどうしますか。

A 親事業者（委託元）との取引がない場合は、調査専用サイトにログインしていただき、事業者情報入力画面にて、貴社（者）事業者名、郵便番号、所在地を確認の上、「調査対象の委託元事業者との取引がありますか。」に対して「なし」を選択していただくと、以降の設問への回答は不要となります。

状況調査メイン画面に戻りましたら、「PDF ファイルの出力」及び「調査回答の抽出」を順番に実行していただければ、調査は終了となります。